

## 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の第 1 期中期目標期間終了時の積立金の処分（案）

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理し、また、目的積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならないとされている。【地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第 9 1】

積立金として整理を行った後、設立団体の長（大阪府知事）が承認した場合においては、次期中期目標期間に繰り越すことができ、積立金の総額から次期中期目標期間に繰り越す積立金を控除してなお残余があるときは、その額を設立団体（大阪府）に納付することとされている。

【地方独立行政法人法第 4 0 条第 6 項】

## ■第 1 期中期目標期間（平成 2 4 ～ 2 7 年度）の剰余金

（単位：百万円）

内容 \ 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	合計	第 1 期中期目標期間末の剰余金
目的積立金（経営努力）	8 7 (-)	8 7 (8)	6 6 (6 6)	2 2 (1 6 2)	2 6 2 (2 3 6)	2 6
積立金（経営努力以外）	8 (-)	3 (-)	6 (-)	2 3 (-)	4 0 (-)	4 0
合 計	9 5 (-)	9 0 (8)	7 2 (6 6)	4 5 (1 6 2)	3 0 2 (2 3 6)	6 6

※（ ）の数字は、各年度における剰余金の執行額（決算額）

↓（単位：百万円）

内 容		第 1 期中期目標期間末の積立金残高
目的積立金（経営努力分）		2 6
積立金 （経営努力 以外）	現金	3 1
	現金ではないもの（会計上の剰余金）	9
合 計		6 6

※「上記以外（現金ではないもの）」とは、会計上の剰余金等（受託収入等で購入した固定資産の残存価額等）である。

## 第 1 期中期目標期間末の剰余金（66 百万円）に係る積立金の処分（案）

## ■第 2 期中期目標期間への繰越額・・・4 8 百万円 ※

①第 2 期へ繰越 (2 6 百万円)	経営努力相当額で次期中期目標達成に必要な金額
②第 2 期へ繰越 (1 3 百万円)	第 1 期中期目標期間中に実施できなかった業務に必要な金額
③第 2 期へ繰越 ( 9 百万円)	次期中期目標期間における資産の減価償却費相当額を補填等するために必要な金額（現金以外）

## ■設立団体（大阪府）への返還額・・・1 8 百万円

④府へ返還 (1 8 百万円)	上記繰越額を控除してなお残余があるため、府へ返還する金額
--------------------	------------------------------

※地方独立行政法人法第 4 0 条第 4 項により、次期中期目標期間の業務の財源として承認を受けようとする額

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の平成27年度の決算概要

1. 決算の概要（損益計算書の概要）

（単位：百万円）

経常費用	2, 139
経常収益	2, 156
経常利益 （＝経常収益－経常費用）	17
目的積立金取崩	28
◎当期総利益	45

3. 当期総利益（平成27年度）の整理

（単位：百万円）

22百万円 ⇒ 経営努力相当額

23百万円 ⇒ 経営努力以外  
（現金以外を含む）

合計 45百万円

2. 平成27年度決算における当期総利益の主な要因（45百万円）

(1) 効果的な人員配置等に努めたことに伴う人件費の節減によるもの……9百万円  
【経営努力】

- ・ 地方独立行政法人の特性を活かし、職員の雇用形態を多様化（正規職員以外の職員の雇用形態として契約職員等を活用）したことに伴い、人件費の経費節減に努めたもの

(2) 外部研究資金等の獲得努力と併せて経費の節減に努めたもの……13百万円  
【経営努力】

- ・ 外部研究資金等の獲得努力と併せて経費の節減に努めたほか、外部研究資金の間接経費の充当による既存経費の縮減等に努めたもの

(3) 会計上の剰余金で現金の裏付けのないもの……8百万円  
【現金以外】

- ・ 受託収入等で購入した固定資産の残存価額（当期の利益となるが、翌年度以降に減価償却されるもの）等

(4) 予算執行残額や雑収入等……15百万円  
【経営努力以外】

- ・ 経営努力以外の理由により生じたもの